

令和7年7月2日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

目次

- 1 持続可能な上下水道について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 「神奈川県水道ビジョン」の取組等について・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 神奈川県流域下水道事業経営ビジョン等について・・・・・・・・ 8

1 持続可能な上下水道について

- 神奈川県は、人口減少、施設・管路の老朽化、災害リスクの増加など、様々な課題に直面している。
- これらの課題に対応するため、県は、上水道については、質の高い水道水を持続的に供給するための将来の目標と取組の方向性を示した「神奈川県水道ビジョン」を、また、下水道については、持続可能な流域下水道事業に取り組むため、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」を策定している。

(1) 「神奈川県水道ビジョン」の取組等について

ア 「神奈川県水道ビジョン」について

- 人口減少社会の到来等による社会環境の変化や、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策の必要性に鑑み、質の高い水道水を持続的に供給するための方向性を示すことを目的に、平成 28 年 3 月に策定した。
- また、令和 6 年 3 月に改定を行い、県内水道事業者の広域化の推進方針や取組内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」の内容や「水道を計画的に整備すること」から「水道の基盤を強化すること」に改められた改正水道法の目的を反映させた。

イ 計画期間

令和 6 年度～令和 17 年度までの 12 年間としている。

ウ 水道の現況

県内には令和 5 年度末現在で 20 の上水道事業、13 の簡易水道事業、1 つの水道用水供給事業があり、水道普及率は 99.9%となっている。

エ 圏域の設定

地域の特性などを踏まえ、県東部、県中部、県西部の 3 つの圏域を設定している。

【県東部圏域】

(ア) 圏域を構成する水道事業者等

県企業庁（箱根地区は除く）、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、企業団

(イ) 圏域の特徴

県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市の4水道事業者は、共同で水源開発を行うとともに重複投資を避けるため企業団を創設するなど、従前から広域的な取組が行われている。三浦市も相模川の水を横須賀市経由で給水しており、同一の水源を活用している圏域である。

【県央部圏域】

(ア) 圏域を構成する水道事業者

県企業庁（箱根地区は除く）、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村

(イ) 圏域の特徴

座間市、秦野市は自己水源に加えて県企業庁から分水を受けていることや、相模原市、愛川町は県企業庁の給水区域を含むなど、県企業庁との深い関わりがある圏域である。

【県西部圏域】

(ア) 圏域を構成する水道事業者

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、県企業庁（箱根地区）、宮下簡易水道事業組合

(イ) 圏域の特徴

従前から水道事業の広域化に向けた検討が進められている県西部の2市8町で構成され、主に地下水などの個別の水源を活用している圏域である。

オ 給水量の見通し

- 給水量については、節水の進展などにより平成4年度をピークに減少している。
- 県の総人口については令和2年に過去最高の923.7万人となったが、翌年度より減少に転じ、人口減少局面に入ったことにより、給水量はさらに減少することが見込まれる。

カ 取組の3つの視点

国の新水道ビジョンでも示されている次の3つの視点で課題整理を行い、取組を推進している。

「持続可能な水道」：水道サービスの持続性は確保されているか

「安全な水の供給」：安全な水の供給は保証されているか

「強靱な水道」：危機管理への対応は徹底されているか

キ 課題の整理と取組の方向性

県内の水道事業等の現状について、3つの視点ごとに将来に向けた課題を次のとおり整理し、取組の方向性を示している。

【持続可能な水道】

(ア) 資産管理

a 現状分析

- 水道施設の適切な補修・更新を図る必要がある。
- 水道施設を適正な規模への再構築を図る必要がある。

b 課題

- 水道施設の経年化に対応した補修等が不十分な施設がある。
- アセットマネジメントの基本計画等への反映に向けた取組を進める必要がある。

c 目標

- 適切な資産管理を行う。

d 取組の方向性

- アセットマネジメントの実施・精度向上・活用に取り組む。
- 水道施設台帳の整備と管路平面図の電子化を行う。
- 水道施設の点検を含む維持・修繕を行う。
- 水道施設更新時の再構築を行う。
- 多様な手法による水供給を検討する。

(イ) 事業運営

a 現状分析

- 人口減少に対応した健全で安定的な経営と、安定した給水を図る必要がある。
- 地域の実情に応じて事業者間の連携を検討していく必要がある。

- 水道事業の実施に当たり、効率的な事業推進を図っていく必要がある。

b 課題

- 人口減少等に伴う給水量の減少や、施設・管路の老朽化に伴う経営環境の厳しさが増大している。
- 人口減少等に対応した最適な料金体系を設定していく必要がある。

c 目標

- 健全で安定的な事業運営を行う。
- 効率的な事業推進を行う。

d 取組の方向性

- 健全な収支を維持する。
- 効率的な事業推進に取り組む。
- 料金体系の最適化を検討する。
- 住民への広報・情報提供を行う。

(ウ) 技術力

a 現状分析

- 確実な技術の継承を図る必要がある。

b 課題

- 職員数の減少等により技術力が低下している。

c 目標

- 職員の技術力を確保する。

d 取組の方向性

- 職員教育の充実を図る。

(I) 広域連携

a 現状分析

- 水道事業の基盤強化を図るため多様な広域連携を推進していく必要がある。

b 課題

- 人口減少等に伴う給水量の減少や施設・管路の老朽化に伴う経営環境の厳しさが増大している。

c 目標

- 多様な広域連携を推進する。

d 取組の方向性

- 水道事業者間の連携を推進する。

(オ) 環境保全・脱炭素

a 現状分析

- 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの有効利用等について、計画的な対応をする必要がある。

b 課題

- 水道水を利用者に届けるための大量の電力消費と、これに伴う二酸化炭素排出を削減する必要がある。

c 目標

- 環境保全・脱炭素に向けた取組を進める。

d 取組の方向性

- 省エネルギー対策等を推進する。
- 水源環境の保全を図る。

【安全な水の供給】

(ア) 水質管理体制

a 現状分析

- 水源から給水栓まで統合的な水質管理を図る必要がある。
- 水源に対応した水質の安全確保を図る必要がある。

b 課題

- 水安全計画策定状況が停滞している。
- 水源の汚染リスクの対応が不十分な浄水処理施設が存在する。
- 鉛製給水管が残存している。

c 目標

- 水質管理体制の充実を図る。

d 取組の方向性

- 水安全計画等の策定を推進する。
- 水源汚染リスク対策の強化を図る。
- 鉛製給水管の解消に向けた取組を推進する。

(イ) 貯水槽水道等の水質管理

a 現状分析

- 貯水槽水道の法定検査受検率の向上を図る必要がある。
- 小規模水道の衛生管理の向上を図る必要がある。

b 課題

- 貯水槽水道の法定検査受検率が停滞している。
- 小規模水道の水質検査実施率が停滞している。

c 目標

- 貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理の向上を図る。

d 取組の方向性

- 貯水槽水道の衛生管理を推進する。
- 小規模水道等の衛生管理を推進する。

【強靱な水道】

(ア) 施設・管路の耐震化

a 現状分析

- 施設、管路の計画的な耐震化を図る必要がある。
- 施設や管路の老朽化に係る計画的な対応を図る必要がある。

b 課題

- 耐震化されていない施設、管路が存在する。
- 老朽化している施設や管路が存在する。

c 目標

- 水道施設の計画的な耐震化を行う。

d 取組の方向性

- 優先順位を考慮した計画的な耐震化を行う。

(イ) 応急給水・応急復旧体制

a 現状分析

- 災害事象に応じた適応力を確立する必要がある。

b 課題

- 災害事象に応じた応急給水、応急復旧体制の拡充を行う必要がある。

c 目標

- 応急給水・応急復旧体制の充実を図る。

d 取組の方向性

- 危機管理マニュアル等の整備を図る。

- 非常用飲料水等の確保を進める。
- 停電を想定した電力の確保を進める。
- 広域的な応急対策を推進する。
- 住民への広報等の充実を図る。

ク 県の役割

- 長期的かつ広域的視野に立って水道事業者等間の調整を行う観点から、水道事業が抱える課題に対して、技術的な助言により、各水道事業者の取組を推進・支援する。
- 神奈川県水道広域化推進プランに基づき、県内3つの圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を支援（水道事業者間の調整や個別支援）し、水道事業者間の多様な広域連携を推進する。

ケ フォローアップ

- 取組の進捗や目標達成状況については、4年に1回、定期的に点検を行う。
- 定期的な点検の結果や、水道事業を取り巻く環境の変化、新たな県民ニーズ等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行う。
- 点検結果については、水道事業者等の関係機関と共有するとともに、県のホームページで公表する。

コ 水道管の緊急点検について

(ア) 国土交通省からの要請について

令和7年4月30日の京都市内で発生した漏水事故を受け、国土交通省から全国の水道事業者等に対し、緊急輸送道路下に埋設されている老朽化した鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管を除く）の緊急調査を実施するよう要請があった。

(イ) 県内水道事業者の調査結果について

県内の対象水道事業者等19事業者が緊急調査を実施し、対象箇所すべてについて異常は発見されなかった。

(ウ) 県営水道の対応状況について

企業庁では次のとおり緊急調査を実施し、すべての調査箇所について異常は発見されなかった。

調査期間：令和7年5月9日～令和7年5月23日

(I) 主要施策

【主要施策1：効果的な老朽化対策】

a 改築更新の重点化

機械・電気設備について、老朽化の度合いと故障などにより利用者等に与える影響を考慮し、約300設備を厳選して改築更新を実施する。

b 適切な予防保全と維持管理の効率化

計画的な点検と修繕による適切な予防保全を行うとともに、一括発注やICTの活用などによる業務の効率化を進める。

c 汚泥の集約処理

汚泥処理の効率化を図るため、酒匂川流域下水道の汚泥処理施設を改築更新に合わせ集約し、処理開始を目指す。

【主要施策2：災害対策の強化】

a 施設の耐震化

大規模地震時でも処理場の機能を継続するため、必要な施設の耐震化を推進し、対策完了を目指す。

b 施設の耐水化

豪雨時の浸水を防ぐため、電源設備やポンプ設備等の耐水化や、雨天時浸入水対策の強化を図る。

c 下水処理場のネットワーク化

災害時等の相互融通機能を確保するため、寒川平塚幹線の整備に着手し、供用開始を目指す。

d 危機管理体制の強化

業務継続計画の見直しや、市町と連携した合同訓練の充実等により、災害時等の危機管理体制の強化を図る。

【主要施策3：環境保全の推進】

a 水環境の保全

箱根町湯本地区などの下水道未普及地域を解消するため、箱根小田原幹線の整備を推進し、全線供用を目指す。

b 地球温暖化への対応

積極的に省エネ機器の導入を図るとともに、再生可能エネルギーや下水道資源の有効利用について検討を進め、温室効果ガス排出量の約20%削減を目指す。

(オ) 収支の見通し

主要施策の実施に係る事業費の算出や汚水量の推計等を行い、公営企業会計の区分による流域下水道事業の収支の見通しを示す。

(単位：億円)

区 分		令和2年度	令和3～12 年度平均
収 益 的 収 支	収益的収入	256	231
	営業収益（市町維持管理負担金）	117	120
	営業外収益	138	110
	収益的支出	256	231
	営業費用（維持管理費・減価償却費）	249	227
営業外費用	7	3	
資 本 的 収 支	資本的収入	66	87
	国庫補助金	32	46
	市町建設負担金・企業債等	34	41
	資本的支出	86	105
	建設改良費	63	85
	企業債償還金	23	20
	補填財源（損益勘定留保資金）	20	18

(カ) 持続可能な事業運営に向けた取組

- 主要施策の着実な実施と合わせ、将来にわたり、安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に取り組む。
- さらに、経営ビジョンの検証と柔軟な見直しにより、持続可能な事業運営を目指す。
 - a 財源に関する取組
交付金の確保に向けた国への働きかけや、流域市町とともに経費負担の適正化等に取り組む。
 - b 人材に関する取組
人材交流等を通じた職員の確保・育成や、民間活用などによる執行体制の効率化を図る。
 - c 施設に関する取組
市町村との業務の共同化の推進や、長期的な視点での更なる広域化の可能性を検討する。
 - d 経営ビジョンの検証と見直し
主要施策について目標※を設定のうえ、経営ビジョンを検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

※ 主な目標

【改築する設備数】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約160設備	約250設備
酒匂川流域	約20設備	約50設備
全体	約180設備	約300設備

【施設の耐震化率】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約90%	100%
酒匂川流域	約90%	100%
全体	約90%	100%

その他、処理場流入水量1 m³当たりの汚水処理に要した費用である汚水処理原価などの指標により、経営状況の確認等を行う。

イ 県が管理する下水管の点検・調査について

(ア) 概要

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した、下水管の損傷に起因するとみられる大規模な道路陥没事故を受け、県が管理する下水管の「緊急点検」を実施している。
- また、令和7年3月に国土交通省からの実施要請を受け、下水管の「全国特別重点調査」を併せて実施している。

(イ) 緊急点検について

a 一次点検

(a) 対象

県が管理する相模川流域下水道と酒匂川流域下水道の全ての下水管（延長約174km）。

(b) 内容

a' 道路の変状調査

下水管が埋設されている道路の段差などの変状を目視で確認。

b' 下水の流下状況調査

マンホールを開け、管内部の下水の流下状況を目視で確認。

c' 空洞調査

レーダ探査車により、下水管が埋設されている道路の路面下（深さ3 mまで）の空洞の有無を調査。

(c) 結果

- 3月末までにすべての点検を終え、特段の異常は認められなかった。

- なお、空洞調査により平塚市内などで3箇所空洞が判明したが、速やかに現地で掘削を行い、下水管に起因するものではないことを確認し、道路の補修を行った。

b 二次点検

(a) 対象

令和5年度までの定期点検で補修を要するとされた箇所(延長約8km)。

(b) 内容

下水管の内部に専用のテレビカメラを入れ、劣化の進行状況を確認。

(c) 現在の状況

6月27日現在、調査箇所の約9割の現地作業を終え、これまで、早急に対処が必要な箇所は確認されていない。

(d) 今後の予定

8月までにすべての点検を完了させる。

(ウ) 全国特別重点調査について

a 対象

- 県が管理する下水管のうち、内径2m以上かつ設置後30年以上経過した下水管(延長約61km)。
- 調査にあたり、埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造や、腐食しやすい箇所を優先して実施(優先調査箇所、延長約10km)。

b 内容

- 下水管の内部に専用のテレビカメラを入れるなどして劣化状況を調査。
- なお、直近3年以内に管内部の劣化状況調査を実施した箇所は、その調査結果を専門家が再チェックすることで、テレビカメラ調査に代える(テレビカメラ調査延長約5km、専門家の再チェック延長約5km)。

c 現在の状況

6月27日現在、優先調査箇所の現地作業(テレビカメラ調査延長約5km)を全て終え、これまで、早急に対処が必要な箇所は確認されていない。

d 今後の予定

- 優先調査箇所については、7月末までに調査を完了させる。
- それ以外の箇所については、令和8年2月末の調査完了を目指す。

(I) 補修等について

- 緊急点検や全国特別重点調査の結果、異常が発見された場合は、速やかに補修を行うなど、必要な対策を実施する。
- なお、令和5年度までの定期点検において、異常が確認され、令和6年度内に対策を講じるとした箇所が5箇所あるが、このうち1箇所は補修が完了した。
- 残る4箇所は、水量が多く安全に補修することが困難なため、現在、作業方法を検討中である。なお、空洞等の異常は確認されず、緊急性も認められていない。

2 酒匂川流域下水道

